

県の公金支払いにおける概算払の執行について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により県内事業者の資金繰りは厳しさを増しており、県においては融資制度の創設など国の経済対策とともに支援策を講じているところであるが、この度、県事業に係る公金の支払いで精算払としているもののうち、事業者が事前の支払いを申し出たもので、各担当課が適当と認めたものについては概算払・前金払を行うこととし、事業実施に係る資金繰りを支援することとする。

県担当者においては、契約等の相手方に対してその旨を周知するとともに、申し出があった場合には財務規則等に基づき、速やかな支払いに向け手続きを進めることとする。

※対象費目：原則として、委託料及び補助金

※導入部署：すべての執行機関（教育委員会、警察本部及び諸局含む。）